

VI 隨 時 監 查

第2 不適切な事務処理に基づく工事等に関する随時監査

1 監査の概要

(1) 監査の種類

- ① 地方自治法第199条第1項、第2項及び第5項の規定により、財務監査、行政監査及び随時監査として監査を実施した。

(2) 監査の期間及び対象

期 間 令和6年1月11日から令和6年3月14日まで
対 象 習志野市企業局 工務部 下水道課

(3) 監査を実施した監査委員

福 田 佐知子
斉 藤 賢 治

(4) 監査対象事項

企業局 下水道課における、「不適切な事務処理に基づく工事等」

※習志野市役所 総務部 総務課が作成した「内部通報報告書」を参考とする。

(本件は、内部通報を端緒として発覚したものであり、習志野市職員等の内部通報に関する要領に基づき、市総務課が調査を行っている。令和5年2月20日付「内部通報中間報告書」および「令和5年6月30日付「内部通報報告書」が市長に提出されている。)

(5) 監査の実施内容

関係部署に資料を要求するとともに、関係職員から事情聴取を実施した。

なお、これらは令和5年12月25日付けて受理した住民監査請求に係る監査と並行して実施した。

2 監査の結果

監査の結果、以下のとおり是正の必要性が認められたので、監査結果の報告等に関する事務取扱基準に基づき、是正を勧告する。

指摘事項

本件監査に先立ち実施された内部調査においても是正勧告があったが、その措置報告に掲げられた再発防止策の着実な実行と、定期的かつ継続的な検証の必要性が認められた。

これについては習志野市企業局により、すでに是正措置がとられていることから、それら措置内容の実施について、今後の決算審査や定期監査の機会を通じて、監査委員に対して報告するよう求める。

意見・要望（総務部 総務課）

現行の「習志野市職員等の内部通報に関する要領（内部職員等からの通報）」及び「習志野市公益通報者保護事務取扱要領（外部の労働者からの通報）」については、「公益通報者保護法」及び「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（内部の職員等からの通報）」「同（外部の労働者等からの通報）」の改正内容に応じた見直しを行うとともに、少なくとも財務会計上の行為に係わる内部通報（通報者の特定につながり得る情報を除く）に関しては、是正措置等の検討・実行を行うため、内部通報の所管部署と監査委員が情報共有・連携することができるよう、要領を整備されるよう要望する。